

---

令和3年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第2日)

令和3年12月9日(木曜日)

---

議事日程(第2号)

令和3年12月9日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第74号 高千穂町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 日程第2 議案第76号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第3 議案第77号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第78号 令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第79号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第80号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第81号 令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第82号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第71号 高千穂町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第73号 高千穂町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第75号 高千穂町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第83号 高千穂町公の施設等指定管理者の指定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第74号 高千穂町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について
- 日程第2 議案第76号 令和3年度高千穂町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第3 議案第77号 令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第4 議案第78号 令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第79号 令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第80号 令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第7 議案第81号 令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第82号 令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第71号 高千穂町税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第72号 高千穂町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について



---

午前10時00分開議

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 皆様、おはようございます。

開会前にお知らせいたします。本日の質疑につきましては、お手元の議案集のほうのページ数で質問のほう、お願いいたします。タブレットのほうと2ページの誤差がございますので、タブレットのほうは参考にしてお使いいただきたいと思います。その点、よろしくお願いたします。御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第1. 議案第74号

日程第2. 議案第76号

日程第3. 議案第77号

日程第4. 議案第78号

日程第5. 議案第79号

日程第6. 議案第80号

日程第7. 議案第81号

日程第8. 議案第82号

○議長（坂本 弘明議員） 日程第1、議案第74号及び日程第2、議案第76号から日程第8、議案第82号までの条例改正議案1件、補正予算議案7件、計8件を一括議題として質疑を行います。

なお、質疑をされる方は、議会申合せ事項を遵守していただき、議案番号と答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 5番、板倉です。議案76号について、まずは、企画観光課長にお尋ねしたいと思います。議案集の、紙のほう、紙のほうの31ページになります。

企画費の中の移住体験住宅改修工事及びその下の移住体験住宅購入費についての、まず、事業の説明をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） これにつきましては、現在、委託事業の中で、一滴の会さんが体験住宅ということで1軒家を借りて、体験したいという方に貸出しをしておりますけれども、

これについては、トイレはくみ取でありますし、お風呂、水回りがかなり古くなってきて改修する必要があるということでもありますけれども、現状では借りているものでありますので、それを町が直接扱うということはなかなか難しいということで、いろいろと相談をしました結果、買い上げるとしたならば、この今回110万の予算を補正をさせていただいておりますけれども、そのぐらいで買い上げることができるということでもありますので、今回につきましては買い上げた上で、改修をするのが一番適当な方法ではないかということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 現在、既にその一滴の会のほうで運用されている移住体験住宅を、今は借りているだけのものを買い上げて改修するということで了解しました。

その上で追加でお伺いしたいと思います、こちらの移住体験住宅の実績について、どれぐらいの利用があるのかについて教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） 実績につきましては、今年につきましては、全部で3件で17泊であります。実績としてはそう多くはないんですけれども、やはり、1軒はこういった住宅が必要であるということで運営をさせていただいております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 今年については、3件の利用しかないということで、もちろんコロナの影響等もあるんでしょうけど、そこまで利用をされていないと言ったら失礼かもしれませんが、すごくもう利用でその住宅が埋まっている状況でもないのかなというふうに思いました。

そこで、一方、移住者の支援をされている一滴の会の方の話ですけれども、以前から言っていることではあります、移住の問合せはすごくあるけれども、移住者に紹介できる空き家がないということのを常々聞いております。

そこで、私が思いましたのは、今回、移住体験、あくまで移住体験の住宅ということなんです、今の利用状況を考えた際に、移住体験ではなくて、実際にその移住者が住むことができる住宅として利用ができないかということを思いましたが、その点について、企画観光課長、お尋ねしたいと思います。お答えください。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） それにつきましては、確かにおっしゃるとおりではあるんですけれども、どうしても1軒といいますか、1部屋は体験の場所が欲しいということで今、こういうふうに運用しております。ただ、この物件につきましては、おっしゃるとおり、年間使う日

にちが少ないとすれば、最終的にはといたしますか、将来的には、そういった移住のための住宅として、ずっと住まわれる、移住された方にずっと貸すなり、売るなりということはある程度想定というか、頭の中には描いているところであります。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 結構、いろいろな自治体の事例を見ると、高千穂町のようにこうした移住体験、移住体験といいますか、実際には、移住準備のための、移住したい人が移住準備をするために泊まる施設ということになると思うんですが、ほかの自治体でも同様の取組、あり、やっているところあります。ただ、高千穂町の今の問合せ数に対して紹介できる空き家がないという現状を考えると、実際に、1軒だけではありますが、実際に住むこともできる家として提供するほうがメリットが大きいのではないのかなと思いました。実際、貸し出したら、月に3万とか5万とかの収入も入るわけで、仮に3万円の家賃を設定したとすれば、9年ぐらいで今回の改修費用もペイできると、回収できるということになるので、移住体験の住宅として使うよりは、実際に住む住宅として活用したほうがいいのではないかなというふうに思いました。課長の答弁で、将来的にはそういった利用もあるということですので、ぜひそういった方向も、今後、検討をしていただければというふうに思います。

それに関連しまして、空き家の確保という観点で、次は建設課長にお伺いしたいと思います。

先ほどの一滴の会の方との話の中で出てきたのが、実際に人が住める状態のよい空き家があるけれども、その所有者が不明であるためにちょっと紹介ができない、そういった空き家もあるということをお伺いしました。

そのことでお尋ねしたいと思います。こちら、こちら高千穂町空き家等対策計画というものが、平成30年2月に策定されています。その中を見ますと、町内に603棟の空き家があって、そのうち平成29年3月末時点で所有者を把握できているものが224棟ということで記載されています。つまりは、残りの379棟については、その時点では、所有者が不明ということになるのかなと思います。

そこで、建設課長にお伺いしたいのは、この平成29年3月末時点以降に、そういう所有者が不明であった空き家について、所有者の調査ですとか相続人の調査ということをしているのかどうか教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 板倉議員の御質問にお答えします。

平成29年の調査以降は、今のところ、それ以上の調査をしているとは聞いておらないところ  
です。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 答弁ではしていないということですが、やはり先ほど言いましたとおり、状態がよくて人が住める空き家があるんだけど、その所有者が不明であるために利用できないというケースもあるということで聞いていますので、ぜひその所有者であったり、相続人の調査というものは必要ではないかなと思いますし、やはり、そうした調査するには個人情報扱うことになるので、なかなか民間のNPOの団体ではできないのかなと、やはりその辺り行政が動く必要があるのかなと思っています。

以上のような理由で、私としましては、そういう所有者が不明の空き家について、やはり、先ほどの課長の答弁では、今のところしていないという答弁ではありましたが、今後ということでお伺いしたいと思います。今後、そうした所有者や相続人が不明な空き家についての調査が必要と考えますが、建設課長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 空き家の相談体制というものが建設課のほか5課、庁舎内で窓口を分散して担当するというふうになっておるところです。今言われた空き家の必要性というように使うという空き家が必要であるということであれば、担当窓口、一滴の会を担当されている企画観光課とまた協議して、また、空き家の対象となるような空き家については、調べてもいいのかなというふうには考えておるところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、そうした調査もしていければいいのかなと思います。

それで、こういう所有者不明の空き家という問題を、もちろん、高千穂町だけの問題ではなくて全国各地にあるわけです。そこで、私なりにほかの自治体ではどのような対応をしているのかというのを調べたんですが、大きく2パターンがあるということでした。

1つは、倒壊しそうな場合、倒壊しそうな場合は、特定空き家の認定をして、行政代執行の取壊しをするというパターン。そのパターンは、こちらの計画にも記載があります。

ただ、もう1つのパターンについて記載がない状態で、もう1つのパターンというのが、先ほど言った状態のよい空き家の場合、その場合は、相続財産管理人制度という制度を利用することで、この制度の手続としては、家庭裁判所に申立てをして、弁護士などに相続財産管理人になってもらって、最終的に、その空き家を利用したり、購入したりという人に登記を移すということをする制度だそうなんですが、この制度の活用について、こちらの計画に記載がないのかなと思います。もし、私が見落とししていただければ申し訳ないんですが、ちょっと見た限りでは見当たりませんでした。

この計画が平成30年からの5年間の計画ということなので、そろそろ切り替わる時期なのかなというふうに思います。その切り替わる2期目の計画のときに、先ほど言いました相続財産管理人制度の利用について、盛り込むべきではないかなということをお個人的に思いました。その点について、建設課長にお伺いしたいと思いますが、先ほど言いましたとおり、町として、移住者確保のために空き家の確保が必要という状況があつて、かつ、所有者が不明であるために利用ができない空き家もあるという状態です。そうした空き家に対して相続財産管理人制度を利用する必要があると思いますし、その為にはこの計画の中にも盛り込む必要があると考えていますが、建設課長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 必要な空き家、質のいい空き家といいますか、程度のいい空き家で、そういう移住施設としてあつせんするというのであれば、そこを担当する窓口の企画観光課とも協議をしまして、また、法的なことも、個人情報とか、そういう面の取扱いにも注意して検討していくというような流れになるのかなとは思っております。全ての空き家をそういうふうにするわけにはなかなか事務的にも難しいと思いますので、そういう特定された空き家等が上げられれば、そういう検討をしたい。その計画書に盛り込むところの部分でも、関係、どっかで詰めていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） ぜひ、前向きに検討いただければと思います。

この件については、以上で終わります。

次に、別件と、議案は同じ76号になるんですけども、別件で。次は、町長にお伺いしたいと思います。

現在、皆様御存知のとおり、国において、子育て世帯へ10万円相当の給付をするということで動きがありまして、国の基本的な考えでは、5万円を現金で、5万円相当のクーポン給付という2段階の仕組みになっていまして、5万円の現金のほう、現金給付について、かつ、中学生以下については児童手当の仕組みを使って、年内に支給を開始するということになっているようです。ですので、なるべく早く、年内にということになっているみたいですので、今回のこの補正予算の中にもう入ってくるのかなと思っていたところなんです、今のところないんです。

今回の国、財源的には国からなんです、その10万円相当の給付についてのスケジュール、本町におけるスケジュールについてお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の質問にお答えいたします。

本町におきましても、5万円の給付、特に児童手当支給対象の中学生以下については特定ができるということであり、また、振込等の口座番号等も把握ができているということであり、本町においては、12月20日過ぎに5万円が支給できるように今、準備を進めているところであり、

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 中学生以下については、12月20日過ぎということでした。

もう1件、先ほど言いましたとおり、5万円の現金給付と5万円相当のクーポンということが国としての基本的な考えだそうですが、御存じのとおり、その5万円相当のクーポンについては、非常に事務費がかかるということですか、使い道が限定されて使い勝手が悪いですとか、結構、疑問の声が非常に多く上がっているのかなという印象です。

また、先日、官房長官の記者会見の中で、自治体の判断で全額現金給付も可能という見解を示したということもあります。そうしたこともあって、もう既に、自治体の中には、もう10万円全額を現金でという自治体も出てきております。

ただ、昨日の報道を見ていましたら、10万円全額を現金で給付した場合、5万円相当のクーポン分の国からの財政措置がされない可能性もあるというような報道もされておりました。さすがにその財源措置がない状態で10万円全額を現金でということは無理の、難しいかなと思います。もし仮に、仮に、10万円全額給付でも財源措置があるということであれば、財源があるわけですから十分可能かなと考えています。

その上で町長にお伺いしたいと思いますが、もし、先ほど言いました10万円全額現金給付をしてもきちんと国からの財政措置があるということであるなら10万円全額を現金給付してもよいという考えなのか、あるいは国のほうの基本的な考えに従って5万円分はクーポンでという考えなのか、どちらなのかをお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 板倉議員の御質問にお答えいたします。

まだ国のほうにおいても、日々、二転三転しているというような状況があるかと思っております。宮崎県のほうからも所要額調査等が担当の福祉保険課のほうに来ていますけれども、県のほうの担当としても、これがこのまま行くのかどうなるかよく分からないけれどもというようなことも県のほうからも聞こえてまいります。私としましては、もし10万円を現金で給付していいよということであれば、10万円の現金給付が一番スピード感を持って給付ができるということを考えております。



ただ、国のほうにおいて、岸田総理も、とにかく全部貯金に回っては意味がないんだと、消費喚起は、特に子供さん関係の教育関係に使ってほしいということでもありますけれども、町内見たときに非常に使うところ、人が限られる。また、お店等も限られてくるのかなというところ。それと、どのように教育に資するものなのかというところを判断するというのもなかなか難しいなと。

また、クーポン、紙のクーポンであったり、あるいはいろいろな話の中で携帯のポイントみたいな、そういった形も考えられているということでもありますけれども、いろいろなことが混在しますと、実際、役場の給付する事業、担当課としての仕事も大変に煩雑になりますし、また、事業者の皆さんもそれをどのように換金したらいいのか、いろんな場合があったときに非常に混乱を生ずるといふふうに考えております。もしも10万円給付をしていいよということであれば、それが一番、町としてはスムーズで、そして事業者の皆さんの混乱もない、そのように考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 私自身もやはりできることなら10万円を全額現金でというのが、やはり一番子育て世帯への経済的な支援になるというふうに考えております。

先ほど町長答弁で言われたとおり、まさにこの件も、恐らく今日も国会のほうで審議していると思いますけれども、もし、それがいいということになれば、ぜひ全額10万円を現金でということを進めていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかにありませんか。磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 町長のほうにお伺いします。

議案76号、ページ数37ページ、上から4段目の新型コロナウイルスワクチン接種の会場等の使用料というところで上がっておりますけれども、会場及び開始時期につきまして、ある程度もう準備等計画は立てているのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

3回目の接種というところを念頭にということでもありますけれども、本町としましては、今計画を町立病院、また医師会等とも相談をしながら準備をしているところでございます。今のところ、これについても8か月を基本とすると、2回目接種から、というお話もありますし、場合によっては6か月に短縮ということもいろいろと、これも国会のほうで議論がされておりますけれども、今のところ8か月を経過してからというところを基本に考えておりますけれども、本町と

いたしましては、武道館の利用の予約状況、またイベント等の開催等も、それと8か月という期間を考えまして、建国まつりが終わった次の週、2月の第3週目から開始をしたいというふうに計画をしております。そして65歳以上、地区割等につきましても、1回目、2回目で行いました順番で計画をしている。そして、この会場とは関係ありませんけれども、施設、高齢者施設等の接種についても、具体的に計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） 接種の順番につきましては、前回は基準に行うということで、医療従事者、あるいは福祉関係に従事する者とかその勤務される方とかで高齢化率の高い、あるいは重症化しやすい高齢者の多い地域から実施をするということでございますけれども、観光業、宿泊業、飲食業等の方々から、やっぱり観光客に接する方、今観光客もかなり返ってきていますし、観光バスも多く見られるようになってまいりました。観光客、要は、外の方と触れ合う方々が感染する確率も高いんじゃないかというところで、そちらのほうも考慮できないかというところでございました。

やはり重症化の確率、あるいは感染する確率、感染して今度は広がっていく確率、それを考えたときに、私も観光業とか宿泊業、飲食業、こういう方々が本当に人と接する場面が多いということで、前倒しでも早くするべきではないかというふうに私は考えるんですが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 磯貝議員の御質問にお答えいたします。

観光関連、宿泊業関連、飲食店、飲食業関係につきまして、実際、64歳以下の接種を1回目やる際に、優先枠ということで、当時は、ワクチンの廃棄があってはならないということが非常に話題になりましたけれども、ここで余りが出ますというところについては、あらかじめ先に名簿を上げていただきまして連絡をして、「来れますか」ということで、そういった皆さんを対象に早めに優先的に打ったところなんです。その間隔から8か月ということであれば、その順番ということになるかと思えますけれども、まさにそういった皆さんも6か月ぐらいには短縮してもいいよということになれば、またそのような希望する方々の名簿を観光協会であったり、宿泊、旅館業組合であったり、飲食店組合、そういった皆さんから名簿を上げていただいて、そして優先的に打つ枠ができれば、これもそのワクチンの供給のスケジュールと、あと余剰が出るかどうか、あとドクターの対応ができる時間内に収まるか、そういった話がありますけれども、その辺りを考慮して、そういった皆さんが8か月も期間を待たずにもう接種していいかどうかというのはまた県等に確認をして、可能であれば、そういった対応も考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 磯貝助夫議員。

○議員（6番 磯貝 助夫議員） ワクチン接種につきましては、無駄なく、むらなく効率的に接種が進むことを願っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 8番、中島です。建設課長にお伺いします。

議案集は76号で、ページ数40ページのところの道路新設改良費ということで、978万6,000円が補償の部分で上がっていますけれども、この補正の内容を教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 中島議員の御質問にお答えいたします。

この補償費の計上でありますけれども、これは、町道松能橋田口野線の道路改良工事に伴うものであります。この部分は、当初、要望額は多くしておったんですけれども、事業費の確定によりまして、この金額が確定したということで、あの路線は、補償費が多いということでその分まるとこの補償額のほうに計上したということであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 当初予算に、たしか、5,200万ほど上がっていて、これと合わせて6,000万ほどになりますけれども、この賠償金というか、補償というのは、この金額で終了という形で理解してよろしいですか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） かなり補償費のほうは、まだ想定していた価格にまだ足りないということで、今年度だけでは補償費は足りないと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 大変な工事というか、事業になると思うんですけれども、総事業費としては、どのぐらいの予定を見込んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 当初の想定される総事業費は8億円というふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） それに付随して、どのくらい、何年ほどかかるという見込みでいらっしゃいますか。

○議長（坂本 弘明議員） 建設課長。

○建設課長（甲斐 徹課長） 当初、計画では5年ほどを見込んでおりましたけれども、予算のほうがこのペースで行きますと追いつかないというふうに考えておりますので、それ以上の年月がかかるというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 分かりました。

続いて、同じ76号なんですけれども、福祉課長にお伺いします。

ページ数は、31ページの民生費の部分の老人福祉施設費の中で、181万1,000円ということできわ園の面会室の増築工事が上がっていますけれども、この増築というのは、コロナ禍においての面接室が手狭なので増築するということでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

面会室の増築でありますけれども、施設自体が、面会室自体が狭いから行うだけの話ではなくて、施設の面会室を施設入所者と面会者が完全に分離するための事業であります。

まず、ちょっと事業の内容、事業の内容を少しお話しさせていただきたいと思っておりますけど、この事業は、国が3分の2、県が3分の1で基金をつくりまして、その基金を活用した100%、補助対象額100%の事業であります。

具体的な内容としましては、施設入所者とその家族の面会が、現在、コロナでできない状況でありますので、入所者と家族をガラスで完全に分離しまして、家族の方が玄関など施設を通らずに、外から面会室の、外側の面会室に入りまして、ガラスの、ガラス越しに内側の面会室に入所者の人に入らせていただきまして、直接、面会ができるようにしたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） これは、いつ頃から使用できるようになるんですか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 1月に入りまして、工事のほうに着手できるかなというふうに思っておりますけれども、3月までに事業を完了しまして、完了後すぐに使用していきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 中島早苗議員。

○議員（8番 中島 早苗議員） 本当にコロナもまだ続きそうですので、しっかりと安全対策をしていただいて、この施設を、入所者の方がしっかりと利用できるようにしていただきたいと思っています。

以上で終わります。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 議席番号3番、佐藤です。議案76号について、まず、企画観光課長にお尋ねします。

先ほどの板倉議員との関連になりますが、買い上げる物件、移住・定住のモデルにするやつの住所は、今まで使っていたらした柚木野の何か住宅が今まで体験として使われていましたが、そこなんでしょうか。場所が分かりましたら教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） そのとおりでありまして、柚木野の住宅であります。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） そこが選ばれているというのは、何か理由があるのかな、あるのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） これ今までは、今まではといいますか、一滴の会のほうで借上げていただいていたわけですけども、これにつきましては、理由といいますか、一番高千穂として適当なといいますか、高千穂らしいといいますか、その辺りも含めて、そういった住宅を選ばれているということになると思います。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 町が所有している空き家、教職員住宅の跡とかで空き家とかがあれば、その辺を土地工事はしなくて改修だけで済むので、そういう物件を充てるとかいうそういう考えとかはなかったんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） そこにつきましては、庁舎内での話になるかとは思いますが、現在、その辺り、町営住宅でありますとか、教職員住宅でありますとか、その辺りは、正直、対象にしていないといいますか、今後、その辺りも活用していく必要はあるかとは思っておりますけれども、まだそこまでの調整がついていない状況であります。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 先ほど板倉議員の質問のときにもありましたが、年間、実績と

して3件ほどと、今年の場合、ということだったので、コロナ禍も踏まえてですけれども、購入の段階で経費を使わなくて済む物件があり、なおかつ、学校、地域の人との交流などを考えて、場所的に何か推薦する場所がいろいろ選択肢があるのであれば、お金を使わない方法でも選ばれていいのかなと考えました。その辺の御検討をよろしくお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） よろしいですか、答弁は。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 答弁をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 企画観光課長。

○企画観光課長（山下 正弘課長） 今回の件につきましては、改修を、できるだけ早く改修したいというところがありましたので、その中で買い上げるようにしたときの金額、その辺りを全て考えたときに、こういった方法が適当かなというふうに考えたところであります。

今回、歳入にも上げておりますけれども、こういった改修につきましては、県の補助もつくということですので、今後は、そういったほかのところの町所有の物件の改修等についても、関係課とも協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） よろしくをお願いします。

続きまして、2点目ですが、同じく議案76号、25ページなんですけれども、スクールサポートの配置のところで補正が出ているんですけれども、この内容について説明をお願いします。教育次長、お願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） さつき議員の御質問にお答えいたします。

スクールサポートスタッフの委託料になりますけれども、当初、高千穂小学校に1人配置しておりましたけれども、県のほうからの補助金の追加がありまして、配置の増ができるということで、高千穂中学校に1名追加ということで計上したものであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 現状、どこの学校とどこの学校にいるか、お願いしたいと思えます。スクールサポーターは、現状、学校配置は高千穂中だけでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） 先ほど申しましたように、当初に高千穂小に1人ですので、高千穂小に1名、高千穂中学校に1名の合計2名になります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） スクールサポーターの方々の仕事範囲なんですけど、今不登校の子供たちなどがどのくらいいらっしゃるのか、またお願いしたいと思います。人数を教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） 今現在の不登校の子供について、ちょっと正確な数字はちょっと手元にないんですけども、また確認してお知らせしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 最近、コロナ禍もあり、学校に行くこともちょっと私たちが減っているんですけど、保護者の話では、不登校の子供たちが増えているという話を聞きますが、教育長に伺いますが、現状、実際のところは、学校の中での不登校児については、登校できない子供たちについてはどのような様子なんでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの次長への御質問ですが、私の中では14名ほど不登校、傾向も含めての状態というふうに認識をしておるところです。

最初に御質問のあったスクールサポートスタッフというのは、基本的には、不登校よりも教員の業務をサポートする、いわゆる印刷をしてあげたりとか、教材教務の準備を代わってするというようなところですので、まず、スクールサポートスタッフと不登校との関係は少し薄いというふうに思っています。スクールアシスタントというのがおりますけれども、こちらが不登校のほうに強く関わっておりまして、先ほどお話がありましたように、コロナの影響も若干あるかと思いますが、増加傾向にございます。福祉のほうとも連携して、ネットワークセンターという場所を設置していただいておりますが、なかなかそこから学校に復帰していくという、行けてもまた戻ってくるというようなことの繰り返し、そういう中で数名は週に半分ぐらい行けるようになってきた生徒、基本的には児童はおりませんので、中学生になるんですけども、そういった生徒も見られ始めておりますけれども、なかなか一気に解決をする、一気に減少するというところまでは至っていないというところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） スクールサポートとスクールアシスタントと業務に違いがあるようで、またこの補正のときにはお聞きしたいと思います。

あともう1点なんですけど、42ページの補正のところ、学校給食費修理のところ、補正が上がっていますが、これは、内容はどのようなものんでしょうか。教育次長に伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） 学校給食費の補正ですけれども、これは、田原小学校の給食室に洗濯機がこれまでないということで、それを設置するものです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 給食に関連して、高千穂中学校の給食室がとても古くて、とても密状態、昼2畳ぐらいのところに6人の方々が休憩したり、時間を、仕事をする、着替えをしたりというのを1部屋で行っているんですが、高千穂中学校の給食室に関しては、どのようにお考えでしょうか。一番古くて、改善が一番必要と思うんですけれども、教育長に伺います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） 御指摘のとおり、昔から狭くて窮屈な状況ですので、可能であれば、増築というんでしょうか、部屋を広くするという取り組みたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 佐藤さつき議員。

○議員（3番 佐藤さつき議員） 高千穂中学校に関しては、全体的にも古いのでいろいろお考えもあろうかと思いますが、給食室は単独施設で、すぐに改善が必要な場所がたくさんあります。ぜひ早急な改善をお願いします。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） 9番、馬原です。議案番号76号、一般会計補正について、ページ、43ページ、教育次長にお伺いたします。

その中で、学校管理費、消耗品関係で、小学校が20万円余り、中学校が10万円ほど上がっておりますけれども、これはタブレットペンということで、予算の中で一括計上されていなかった分、この補正内容をお教え願います。

○議長（坂本 弘明議員） 教育次長。

○教育委員会次長（河内 晴彦次長） 馬原議員の御質問にお答えいたします。

今言われたとおり、この消耗品は、1人1台タブレットを配付しましたが、当初、配付した時点でタッチペンがなかったということで、タブレットを使っていく中でタッチペンが必要だというふうになってきましたので、今回、予算を計上したところであります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 馬原英治議員。



○議員（9番 馬原 英治議員） 分かりました。

続きまして、ページ、31ページ、議案集の、総合政策室長にお伺いいたしますけれども、この中で、企画費の中で備品購入ということで26万7,000円上がっておりますけれども、この内容説明をお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） 馬原議員の御質問にお答えいたします。

今回、備品購入費を上げておりますが、今の総合政策課ですが、昔の小会議室を使っているところですが、新年度になりますとか協力隊等が増えたときに、今の部屋では対応できないということで移転を考えております。そのときに必要な机とテーブルを上げさせていただいております。以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） 政策室長にお伺いしますけれども、この26万7,000円というのは、見積りというのは、町外にされたのか、何社見積りを取られたのか、町内かどうかをお聞かせ願います。

○議長（坂本 弘明議員） 総合政策課長。

○総合政策課長（戸高 雄司課長） 今回は、予算のための見積りということで1社、通常、庁舎内に入りにさせていただいておりますライオン堂さんから一社で見積りを依頼しておりますが、実際の購入につきましては、複数の町内業者にもお願いして徴収したいと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） 町長と教育長にお伺いいたしますけれども、その前に、今回の補正におきまして、備品と消耗品の合計が189万5,000円上がっておりますけれども、私たち議員は全体内容を把握することはできないんですけれども、今後は、町内企業に少しでも支援と、それと支え合うという必要が、今後、なされるのがいいんじゃないかと思うんですけれども、ちょっと今から言いますけれども、町内の会社が、これは公表してもよいということで資料を頂いておりますので、今から申し上げますけれども、平成25年、役場関係が490万、学校関係が808万円、合計1,298万円、1,300万円ほどですね。そして平成30年、役場関係が412万円、学校関係が525万円、合計の937万円、そして本年度は、11月15日現在ですけれども、役場関係が157万円、学校関係が290万円、合計の447万円になっております。この平成30年から今年の令和3年までにおきまして、役場関係だけでもマイナス63%、金額にして255万円、学校関係につきましても45%、235万円ということで、非常に町内企業への発注及び指名、見積書が減額しております。

先ほど言いましたように、今後は企業努力ということも必要とは思われますけれども、その点、今後、やはり減ったもの、減った分という言葉はいけないんですけれども、60%とか50%減っておりますけれども、これを全額、町内会社に発注しろということではないんですけれども、やはりその減額分を、せめて30%から40%ぐらいにする必要もあるのではないかと思うんですけれども、教育長、学校関係でどうでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 教育長。

○教育長（戸敷 二郎教育長） まず、学校関係ということですが、最初に申し上げておきますが、基本的には地元業者を使うようにと。共同学校事務室という組織がございます。事務員の集まりですが、これはもう今に限ったことではなくて、かねてより地元の事業者さんを使うようにというふうに伝えてあるところです。

今数字をお聞きいたしまして、かなり減ったなというふうに感じておるところですが、1つは、本年度までを考えると、コロナの影響がございまして、学校だけでいいですと、文化祭を中止したりとか、それから町自体も教育文化祭をできなかつたり、もしくは中止しなくても縮小したりというようなことで、いろんな行事等の制約がありまして、発注が少なかったという側面もあるのかなというふうに考えております。

今後ですけれども、同じような理由ですが、今、授業参観とかに行きますと、タブレット、私たちが今ありますけれども、子供たちもこれより小さなものを1人1台持っております。従来だと、例えば、授業のときに、模造紙に意見を書いて貼って、マジックで書いて貼って、付箋紙を貼ったりとかいう形で授業だったんですが、御案内のとおり今、タブレットで書いたものが教師のところですぐ集約をされ、それが全員に共有されるというような形の授業がどんどんどんどん広がってきております。そう考えると、これまで需要があった画用紙、模造紙、マジック、そういったものの需要が減っていくということは、予測がされます。逆に、ICT関係の需要は伸びてくると思うんですが、それが何に現れてくるのかというのはまだちょっと予測がつかないような状態ですが、最初申し上げたように、地元業者さんを積極的にという方針は変わりはありませんので、お伝えしておきます。

以上でございます。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 馬原議員の御質問にお答えいたします。

確かに、今のお話だけ聞けば、だいぶ減っているなという印象は受けます。町としても今、日々、経費節減というところを日々取り組んでいるわけでありまして。もちろん、実際の購入に当たっては、見積りの機会を必ず地元の事業者さんにも与えて、そして見積りを徴収するということで、そこでいかに低い金額になるかというところで発注につながるわけですが、先ほ

ど馬原議員もおっしゃいましたけれども、企業努力というところも必要であると思っておりますけれども、やはり地元でそういった機会を与えるということは大事なことだなというふうに思いますので、あらゆる機会において見積りを徴収する。また、そういった入札等に参加する機会、地元事業者については入れていくというところは、再度、徹底して考えていきたいと思っています。

また、我々としても、これ単年度単年度で見れば、5年刻み、それから30年からは3年後ですけれども、昨年度もマスク等の配付事業がありましたけれども、そういったところを地元事業者さんにも見積りを徴収しまして、安かったということで、昨年度はマスク等だけでも500万を超える発注を地元事業者にしたというふうに記憶をしております。そのような形で地元事業者にもそういった機会を与える、かつ、町役場としては、やはり経費節減ということで、少しでも安いところから取るというところはやはりやっていかなければならないと思っておりますので、企業努力も含めてお願いをしたいなと思っております。

また、5,000円分の商品券を配付したりとか、そういったところがありましたけれども、やはり、今回の子育て支援に、できれば使っていただきたいというその10万円、そういったところも消費喚起には絶対なるというふうに思いますので、そういった事業者さんに対しての消費拡大ができるような取組を、また新たな交付金が出てくると思っておりますので、そういうところも考慮して、消費喚起につなげていくということを考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 馬原英治議員。

○議員（9番 馬原 英治議員） 最後に、再度、町長にお伺いしますけれども、やはり今、町長が言われたように、財政健全化と単年度黒字化と、議会のほうで、都度都度、申しておりますけれども、やはりコロナ禍の時期の中で本当に町民を守るといいますか、そういう、この場合は、各課、それと各学校がばらばらに発注している関係で、どうしてもやはり全体的な把握ができていなかったんじゃないかと思うんですけれども、できるだけ、日南市のほうは、大体、半分以上は地元業者でやれるようにということで指示徹底がしていますし、そこを財政課のほうである程度把握しながらやっていただいているということをお伺いしております。

今後とも、今町長が言われたように、町民を守りながら、そして地元企業を、やはり企業努力も、最善の企業努力をしていただくことも大切だと思うんですけれども、やはりそういう支えも必要ではないかと思うんですけれど、再度、町長の答弁をお伺いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 馬原議員の御質問にお答えいたします。

もうおっしゃるとおりだなというふうに思います。なかなか地元からの購入を何%以上にするというところはなかなかはっきりと言い難い部分はあるんですけれども、極力、地元事業者を活

用していくということについては、役場、また、教育長も先ほど、なるべく地元にというところは周知をしているというお話でありましたので、学校関連、そして役場からの発注等につきましては地元事業者を使っていく、そして地元事業者を守っていくという気持ちを持って、共有して役場として取り組んでいきたいと思えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時09分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に続き、会議を開きます。

質疑ありませんか。工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 11番、工藤です。

議案76号につきまして、農地整備課長のほうにお伺いいたします。

ページ、27ページですけれども、小水力発電施設の事業債が6,600万円の減額になっておりますが、代わる財源が発生したのか、現在の事業の進捗状況をお聞かせください。

○議長（坂本 弘明議員） 農地整備課長。

○農地整備課長（江藤 武憲課長） それでは、工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

小水力発電整備事業の事業債につきましては、財政課のほうにはなるんですけれども、本年度の予算で、今年度の補正で県単事業の補助がつきまして、当初は単独で考えていたんですけれども、起債の該当がなくなるということで、今年度分は落とさせていただいております。また、来年度分につきましては、また起債が単独分については上がってくるものと考えております。

また、進捗状況でありますけれども、現在、詳細設計のほうに取り組んでおりまして、地質調査等にちょっと時間を要しまして、現在の進捗状況としましては、若干遅れ気味になっております。恐らく繰越しになるかと考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） いつも言っているように、代わる財源があったということで大変ありがたいことでもありますので、そういった県単事業、国の事業をどんどん情報をキャッチして、新しい事業を進捗していただきたいというふうに思っております。

続きまして、ページ、31ページですが、税務課長ですかね、相続人調査の委託料20万円について、これは何件でしたか。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） 工藤博志議員の御質問にお答えいたします。

相続人調査委託料につきましては、今回、宮崎県司法書士会のほうと協定を結び、委託をするもので、20万円、1件当たり5万円の4件分を計上いたしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 昨日ネットのほうで調べたら、1件、4件ということで出ていましたけれども、調査の対象がもう4件あるということによろしいですかね。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） 今回、委託をいたしますのは、3件分ということで計画をいたしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） その3件につきましては、今行われている空き家対策との関連もありますか。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） 今回の理由につきましては、土地、家屋等の所有者が亡くなられた場合に相続人が納税を引き継ぐこととなりますので、そういった引き継がれない場合がありますので、そういったところの件数も僅かではありますが、そういったところの調査を委託をいたしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 土地、家屋については、相続人といえますか、課税対象者ちゅうのがもうはっきりしているわけですよ。その中で相続人が発生しないというか、いないということはありえないだろうと思うわけですが、そういった分でちょっと今説明が分からなかったんですけれども。相続人が明白になった場合に、その後どうされる予定なんですかね。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） 最近は、所有者が亡くなられた後、配偶者も亡くなられていたり、子供さんがいらっしやらないとか、所有者の方の兄弟の方も高齢で亡くなられていらっしやらないとか、そういった相続人が不明といった案件も生じてきております。今後、こういった相続関係について難しい案件が増えてくるということで、宮崎県の司法書士会のほうと相続人調査についての協定を結んで、より専門的に相続関係の事務を行っていくということで上げております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 相続人が、仮に、司法書士が調査されて明白になった場合、その相続人に対してどういう処置を、行政指導とか、そういったことをされるのかをお伺いしたいんですが。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） そういった方が、相続人が確定した場合は、町のほうでその方を相続人として納税義務を負っていただくことになりますので、そういったことを確定するために調査をしているところでございます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 再度、伺いますが、相続人が明白になりますよね。そうした場合に、執行部としたら、その方に、「あなたが納税義務者ですよ」というような通知をされるのかされないのか、その後の行政はどういう行動をされるのかを伺っているんですよ。

○議長（坂本 弘明議員） 税務課長。

○税務課長（林 謙一課長） そういった相続人が指定できる方がいらっしゃったら、その方に納税義務を負っていただくことになります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） そういうことであれば、ぜひ委託をされて、相続人を明白にさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、33ページですが、福祉保険課長にお伺いいたします。

中ほどに地区慰霊塔の修繕補助金64万8,000円がありますけれども、これについて、地区とはどこ、どちらでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

今回の補助金につきましては、田原地区、上野地区、岩戸地区の3地区であります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） それぞれの64万8,000円の事業費の内訳をお願いします。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 3地区のそれぞれの補助金額について御説明いたします。

田原地区につきましては35万4,000円、上野地区につきましては22万9,000円、岩戸地区につきましては6万5,000円であります。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） これについては、それぞれの地元の地区の会長さんと協議されて事業内容を精査されたというふうに思いますけれども、補助金ということですので、地元負担が発生しますよね。その地元負担の割合をお知らせください。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 事業費の3分の1を地元負担として負担していただいております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 地元負担が発生するということではありますが、もともと地区の慰霊塔が町の財産なのか、それとも地区の遺族会の財産なのか、そこら辺りの説明をお願いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 地区の遺族会の施設と考えて対応をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） それについては、何か書いたもの、明文化されたものか何かあるわけでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 文書でそういうのがあるかどうかについては、ちょっと私のほうではちょっと把握していないんですけど。これに至った経緯が、今年の10月頃、地区の遺族会の代表さんたちに集まっていただいて、来年度の遺族、慰霊祭の打合せをさせていただいたんですけど、そのときに地元の慰霊塔、忠霊塔がちょっと修繕する必要があるところがあるという話をお聞きして、この事業をやることになったんですけど、そのときに遺族会の会長さんが、「修繕したいので、いい補助はねえどか」というような話のもとほしだったので、地元の施設だと思って補助をする事業を考えてみました。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 私も地元では上野地区の遺族会の会員なんですけれども、以

前に、上野の墓地のアカマツですか、あれが松くい虫で枯れたときも、また、最近では、桜の大木が近くの人家に障害があるというようなことで、立木の撤去をしていただいたんですけども、そのときは全て町の負担だったんですよね。今回は、地元負担が発生するというようなことでありますので、そういったことがはっきりと、すみ分けといいますか、管理の部分でされているかされていないかを、再度、お伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 今の3地区の慰霊碑がある土地については、全部、高千穂町の所有の土地になっております。そういうことで、これまで立木であったりにつきましては、必要ときには町のほうで伐採をやってきた経緯がございます。今回の補助金につきましては、施設の慰霊塔の建物の修繕だったり、そこに行くまでの道路の整備だったりということで、補助金という形で対応するというように考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 分かりました。上野地区においては、もうほとんどの方が直接的な恩給を受けていらっしゃる方はおられないと思うんですよ。その中で、孫とか息子さん、あるいは兄弟の方々が慰霊塔にお参りされている状況であります。

今後、受給、受給といいますか、恩給も受けられないということで会費等もなかなか納めていただけない会員もたくさんいらっしゃいますし、また、会員も減る一方だろうというふうに思うわけですが、今後、この地区慰霊塔については、管理体制を何らかの形で明文化をしたほうがいいんじゃないかと私は思うわけですが、課長、いかがでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） お答えいたします。

おっしゃるとおり、以後も同じようなことが続いていくと思いますので、明文化する必要があるかなというふうには思いました。

あと、施設、地区の施設につきましては、先ほど議員がおっしゃられましたとおり、高齢化、あるいは減少という、遺族会員の減少というのが今は進んでいると思っております。

今後、各地区の慰霊塔につきましては、なかなか地元のほうでは維持管理していくことが難しくなってくる時代が来るんじゃないかなというふうに思っております。以後は、三田井のほうに4地区全部、一括で慰霊していくという流れが一番いいんじゃないかなということもこないだ、すいません、協議の中では出ましたので、そういうことを含めて、以後、どういうふうやっていくべきかというのは考えていきたいと思っております。

以上です。



○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 町長のほうにお伺いしたいと思います、その地区の慰霊塔の維持管理といいますか、管理体制について、先ほど課長にも申し上げましたが、高齢化が進んでいる中で町が管理をされるのか、遺族会に管理を委ねられるのか、そういった部分でのやはりすみ分けを、墓地全体の年2回か3回の草切り程度は地元の遺族会で、あるいは金銭的な負担になる場合は町がやるとか、そういった部分の明文化、それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 工藤議員の御質問にお答えいたします。

今までもそれぞれの地区の慰霊塔、また忠霊塔につきましては、地元の遺族会のほうで管理をしていただいております。このままの形であれば、地元の遺族会の皆さんに管理をお願いしたいというふうに思いますけれども、先ほどからお話がありましたとおり、高齢化、そして御遺族のさらに次の世代になったときに、どこまで管理についての意思統一といいますか、みんな一緒にやっっていこうというようなことが意識が統一できて、団体としてしっかりやっっていけるかという、なかなか厳しい面があるのかなというふうに思います。そこら辺りはまた地元の遺族会長さんと福祉課長などが中心になりまして協議をして、すみ分けをしていく。必要に応じて、町のほうとしてもなかなか全部町でやりますとは言い難い、財政的な負担がまた出てきますので、ですけれども、そこは協議の中で決めていきたいというふうに思います。

そして、どうしてもそれぞれの地区がやっいけないという場合には、三田井地区も総合公園の中の一角に慰霊塔がかつて移設をしましたけれども、ああいったところに移設をしてきて、町として全体を管理がしやすい状態になれば、町として管理をしていくということも将来的には考える必要があるというふうに、今のところ認識をしております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） ぜひ善処していただきたいというふうに思いますので、早めの検討をお願いしたいと思います。

続きまして、議案82号ですが、病院事務長にお伺いいたしますが、ページが134ページですかね、医業外支出のほうで訪問看護費ということで450万円。これは、職員の給与というふうに書いてあるわけですが、これの医業外の収入、収入がないということは、個人負担の発生はないというようなことだろうというふうに思いますが、それで理解してよろしいですかね。

○議長（坂本 弘明議員） 病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 今回の医業外費用につきましては、訪問看護費の中の法定福利費と手当ということで御説明したいと思います。

当然、医療外収益というのはございます。ただ、医療外収益の数字が正確に確定をしておりますので、本来は、やはり医業外費用が増えれば、医業外収益も同数ということはないですけど、赤字が出る分もありますから増えるということになるんですけど、3月に確定した時点で医業外収益は上げさせていただこうというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 大体、どのくらい、同額数はないと言われましたけれども、今は負担されているのに何%ぐらいの加算になるのか、お伺いします。

○議長（坂本 弘明議員） 病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） もともと訪問看護については、赤字的な部分はやはり多いと思います。実際、1時間とか1コマ単位で5,000円程度で介護保険料ということになりますので、おおよそほとんどの人が1割負担ということになってという考え方になるんですけど、それでやっても何割というのはちょっと今、正確には出せないです。ですけど、やはり費用対効果ということになれば、やはり収益のほうは少し少ない、少しというか、少ない方向に行くんではないかとは思っているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 現在、何戸といますか、何件ぐらいの訪問看護を実施されておるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 今、何件という資料はちょっと持ってきていないものですが、ちょっとここでは正確な数字は出せないところです。ただ、実質、やはり高齢化ということも踏まえまして、非常にニーズは増えているというふうに感じているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 件数はまだ定かでないということではありますが、対応は何名でされておられますか。対応、職員の対応は何名ですか。

○議長（坂本 弘明議員） 病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 看護師、あとリハビリのほうを含めて4名で対応しています。

（「えっ」と呼ぶ者あり）4名で対応しています。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 4名の報酬は、この金額なるというふうに考えればよろしい

わけですかね。

○議長（坂本 弘明議員） 病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 4名の金額がこの金額になるというふうに理解していただいでよろしいです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 工藤博志議員。

○議員（11番 工藤 博志議員） 終わります。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 議席番号7番、本願です。博志議員がしたことに関連した同じ質問であります。もう少し踏み込んでいただくとうちの妻がちょっと喜んだのかなと思いますけれども。（笑声）質問をちょっとしにくいですけれども、詳細についてももう少しお伺いしていきたいと思います。病院事務長に。

時間外の数が増えているとして、理解してよろしいのでしょうか。

○議長（坂本 弘明議員） 病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 今回、450万という補正です。そのうちの法定福利費が100万、残り350万が手当ということになりますけど、やはり時間外が増えているというふうに理解してよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） 災害など発生した場合、建設課とか農林振興課、農地整備課については、一時的に時間外が増えることも致し方ないのかなと思いますけれども、私が見受ける範囲では、やはり慢性的に人員も不足している部署ではないのかなと感じております。実際に、早朝に地域の利用者の方と並走して歩くリハビリの方を何度も、以前、見受けたことがあります。並走するだけであれば、本来、家族の方がするのが当然ではないかなと思いますけれども、独居の方もおられますので、やはりそういった方のニーズに応えるために、リハビリの方が時間外を増やして、自己犠牲になるかもしれませんが、天職とってされているのかも分かりませんが、やはりかなりの負担がかかっている部署ではないかなと思います。実際に、看護のほうについても、休日については携帯電話を持ち帰って、利用者の対応を受けるような環境になっております。電話がないときのほうが多いのかもしれませんが、実際には、出勤前であったり、夜中に電話がかかって迅速に駆けつけるというような対応もしていますので、今後、人員についてはしっかり精査をして、増員しなければならなければ、やはり町長、副町長と相談をして、人員を確保する部署ではないかと思いますが、その点について、今の現状について、事務長の分かる範囲でお答

えください。

○議長（坂本 弘明議員） 病院事務長。

○病院事務長（須藤 浩文事務長） 今の現状からすると、やはり高齢者が増えていて、やはりニーズが高まっているというのはあると思います。人数も増える方向にありますし、1人当たりの1週間の回数が2回あったところを3回してくださいとか、そういう要望も非常に増えているところがあります。今、本願議員が言われたような状況になっているのは、事実あります。ですので、やはり人員については、今年度すぐすぐにできるというふうには、かは分かりませんが、やはり看護部と、やはりリハのほうと協議しながら、やはり増やす方向に行かないと職員の負担がかかり過ぎているんじゃないかと感じているところです。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 本願和茂議員。

○議員（7番 本願 和茂議員） その点について、町長にもお伺いしたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 町長。

○町長（甲斐 宗之町長） 本願議員の御質問にお答えいたします。

確かに、何というんですかね、病院のほうでも部署によって職員の負荷が、看護師、またリハビリ等のスタッフ、ドクターも含めてですけれども、いろいろな差があるというふうに認識しております。そういったことを解消するために何ができるかという、やはり人員の確保ということですが、採用試験等も応募してもなかなか多くの応募がないというのが実情であります。

3町立病院の統合・再編ということも今、考えていますけれども、そういったところでしっかり機能を分けて、3町立病院で人のやりくりというか、そういったことも将来的には必要なんじゃないかなというふうに思います。例えば、今、日之影町立病院で勤めている方が高千穂町のほうに来て、必要な、非常に負荷の高い、稼働率の高い事業に対して人員を充てていくということのその柔軟性というのが、3町立病院の統合・再編によってできてくるんじゃないかというふうに思いますので、そこら辺りも含めて3町立病院の統合・再編についても、そういった様々な問題を解決するというようなやりくりを今からしっかり考えて準備をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから条例改正議案1件、補正予算議案7件について、討論、採決を行います。

初めに、議案第74号高千穂町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号令和3年度高千穂町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第76号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号令和3年度高千穂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第77号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号令和3年度高千穂町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第78号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起

立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号令和3年度高千穂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第79号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号令和3年度高千穂町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第80号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号令和3年度高千穂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第81号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和3年度高千穂町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）につい

て討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第82号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第9. 議案第71号

日程第10. 議案第72号

日程第11. 議案第73号

日程第12. 議案第75号

日程第13. 議案第83号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第9、議案第71号から日程第13、議案第83号の条例改正議案4件、その他議案1件、計5件を一括議題として質疑を行います。

また、質疑をされる方は、議会申合せ事項を遵守していただき、さらに答弁者を指名して質疑願います。質疑ありませんか。板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 5番、板倉です。議案第83号について、福祉保険課長にお尋ねしたいと思います。

ときわ園の指定管理なんですけれども、最初は平成30年の第2回の定例会で、最初は3年半という期間でした。その3年半で、またその指定管理料については、ときわ園の収支の赤字となった部分を補填するという意味合いで、指定管理料が支払われるということで、最初の説明ではその最初の3年半において、ときわ園が黒字となって独り立ちをするということを目指すということ、そういう説明を受けました。しかし、今まで、年度ごと決算を見ていますけれども、いずれの年度も指定管理料発生してしまっていて、つまり、黒字にはまだなっていないという状態が続いております。そうした状況で黒字にするために、つまり、入所者が増えなければ、収入が増えないわけで、入所者を増やすために、これまでも特定施設の指定を受けたりですとか、前回の議会では、契約入所もできるように条例改正をするといったこともあって、入所者を増やす取組をしているということも存じております。

その上で伺いしたいと思いますが、今度のこの5年間のうちに、今度こそ黒字となって、ときわ園が社協だけで運営できるという見通しが現時点で立っているのかどうかについてお答えく

ださい。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 質問にお答えいたします。

ときわ園の入所者が、55名の定員でありますけれども、52とかになれば、黒字になるんじゃないかなというふうに考えております。今回、契約入所について、来年の4月から行えるように条例改正をさせていただいたところでありまして、契約入所の方につきましては、措置入所の方よりもときわ園に入ってくるお金が五、六万円少なめではありますけれども、やはり52名とか53名の入所者が、常時、いていただくようになれば、黒字化が見込めるだろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（坂本 弘明議員） 板倉哲男議員。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 黒字も見込めるということで了解しました。

もう1点、お伺いしたいと思いますが、かなり先の話になるかもしれませんが、ときわ園が黒字となって、指定管理ではなくなって、もう社協で独り立ちをしていくとなったときに、今現在はまだ建物は新しい建物で問題ないとは思いますが、やはり10年、20年と使っていくうちに改修の必要ですとか、それこそもう建て替えるとか、そういったことも発生すると思うのですが、その際、改修ですとか建て替えといった費用は町が出すのか、社協が出すのか、その辺りをお教えてください。

○議長（坂本 弘明議員） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（有藤 寿満課長） 施設の整備につきましては今、指定管理の中で、やっ  
ている中で必要に応じて町のほうでやっておりますけれども、今後、独り立ちをするために必要な部分につきましては、あるいは県の指導が入る分については、整備をやって、少しでも独り立ちしたときに、そういう整備、再整備が必要ではないような状況で引き渡しができるばなというふうには考えております。以後、10年、20年たって、また再整備等が必要になったときには、基本的には社協のほうで整備が必要になろうというふうには考えております。

以上です。

○議員（5番 板倉 哲男議員） 以上です。

○議長（坂本 弘明議員） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） これで質疑を終わります。

次に、ただいま質疑の終わりました議案の委員会付託を行います。

お諮りします。議案第71号、72号は総務産業常任委員会へ、議案第73号、75号、



83号は文教厚生常任委員会へ付託して、審査することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会に付託して審査を行うことに決定しました。

---

○議長（坂本 弘明議員） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散会します。

○事務局長（甲斐 順生事務局長） 御起立をお願いいたします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午前11時49分散会

---